

## 東京大学理学部規則

昭和26年7月10日  
評議会可決  
沿革

第1条 本学部は、自然界の仕組みを体系的に理解して、自然科学の諸分野で先端的な研究を行う人材及び物理学の素養の上に社会で創意ある活動を行う人材養成を目指し、学生自らが第一線の研究に触れる中から自然に問いかけ思索する能力を修得させることを目標とする。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

第1条の2 本学部に、次の10学科を置く。

数学科  
情報科学科  
物理学科  
天文学科  
地球惑星物理学科  
地球惑星環境学科  
化学科  
生物化学科  
生物学科  
生物情報科学科

第2条 各学科の授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の3種とする。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

第3条 削除

第4条 学生は、その所属以外の学科、他学部及びグローバル教育センターの授業科目を学修することができる。

第5条 学生は、毎学年の初めに、その学年間に学修しようとする科目を申請して許可を受けなければならない。

2 授業の開始が学年の中途であるときは、そのときに前項の申請をすることができる。

第6条 1科目について、前条の申請をした学生の員数が、学修させ得る人員を超過するときは、次の順位によってこれを許可する。

- (1) 当該科目を必修科目とする者
- (2) 当該科目を選択科目とする者
- (3) その他の者

第7条 第3学年及び第4学年において学生は、別表1に掲げるところに従って必要な科目を学修しなければならない。

第8条 2学年以上在学し、別表1及び別表2に定める単位を得た者を卒業とする。

2 前項の規定にかかわらず、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

3 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第9条 各科目の成績は優上、優、良、可、不可の5等として優上、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、学部長が適当と認めた科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

2 学部通則第14条の2、第14条の3、第14条の5及び第16条の2の定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。

第10条 学部通則第10条第1項第1号、第4号及び第8号の規定に該当する者の取扱いについては、別に定める。

### 附 則

1 この規則は、平成元年4月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 平成元年3月31日以前に入・進学した者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成2年5月23日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年5月14日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 平成3年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年6月24日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 平成3年3月31日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年6月29日から施行し、改正後の東京大学理学部規則の規定は平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年3月31日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年10月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年10月2日から施行する。

[別表1](#)

[別表2](#)

沿革

東京大学理学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

◆昭和26年07月10日 評議会可決

◇昭和27年09月30日

◇昭和27年11月18日

◇昭和28年04月21日

◇昭和29年09月21日

◇昭和30年12月20日

◇昭和31年07月17日

◇昭和32年09月24日

◇昭和33年05月20日

◇昭和34年03月17日

◇昭和35年03月22日

◇昭和36年03月14日

◇昭和37年03月20日

◇昭和38年03月19日

◇昭和39年03月17日

◇昭和40年04月01日

◇昭和41年04月01日

◇昭和42年04月01日

◇昭和43年05月02日

◇昭和43年12月17日

◇昭和44年12月01日

◇昭和45年04月21日

◇昭和45年10月01日

◇昭和46年06月22日

◇昭和47年04月01日

◇昭和47年11月21日

◇昭和48年04月01日

◇昭和49年04月01日

◇昭和50年04月01日

◇昭和51年04月01日

◇昭和51年11月10日

◇昭和52年04月01日

◇昭和53年04月01日

◇昭和54年04月01日

◇昭和55年04月01日

◇昭和56年04月01日

◇昭和57年04月01日

◇昭和58年04月01日

◇昭和59年04月01日

◇昭和60年04月01日

◇昭和61年04月01日

◇昭和62年04月01日

◇昭和63年05月10日

◇平成01年04月07日

◇平成02年05月23日

◇平成03年05月14日  
◇平成03年06月24日  
◇平成04年04月01日  
◇平成04年11月17日  
◇平成05年06月29日  
◇平成06年04月01日  
◇平成07年04月01日  
◇平成08年03月28日  
◇平成09年04月01日  
◇平成10年04月01日  
◇平成11年04月01日  
◇平成12年04月01日  
◇平成13年04月01日  
◇平成14年03月29日  
◇平成15年04月01日  
◇平成16年03月31日  
◇平成17年03月31日  
◇平成18年02月28日  
◇平成18年03月31日  
◇平成19年02月20日  
◇平成20年02月19日  
◇平成20年03月21日  
◇平成21年03月06日  
◇平成22年03月08日  
◇平成23年02月22日  
◇平成24年02月22日  
◇平成25年03月14日  
◇平成26年02月18日  
◇平成26年05月08日  
◇平成27年02月17日  
◇平成27年06月25日  
◇平成28年02月16日  
◇平成28年07月21日  
◇平成29年02月27日  
◇平成30年02月15日  
◇平成31年02月19日  
◇令和02年02月25日  
◇令和03年03月05日  
◇令和03年06月25日  
◇令和04年02月28日  
◇令和05年02月27日  
◇令和05年10月30日  
◇令和06年02月07日  
◇令和06年10月02日